

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十月二十七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第十一号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 平成二十七年十月十九日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字岩沢二十一―四から 三十九―一まで</p> <p>飯能市大字岩沢二十二―一から 四十まで</p> <p>飯能市大字岩沢四十から 三十七まで</p> <p>飯能市大字岩沢五百八十から 五百二十九―一まで</p> <p>飯能市大字岩沢五百七十五―二から 五百六十七まで</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | <p>八五・〇</p> <p>三八・〇</p> <p>三・〇</p> <p>百六五・六</p> <p>百二十四・二</p> |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | <p>八・三〇九・〇</p> <p>五・〇〇六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇〇十六・〇</p> <p>四・〇</p> |